

## 第6回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月9日(水)9時30分～11時25分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

### 【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員

### 【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 資料なし

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第6回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について確認します。本日は全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の専門部会は公開しており、3名の傍聴人がお見えになっています。傍聴の方々は、受付でお渡ししている遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長にお願いいたします。

報道機関の皆様申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、部会長、お願いします。

佐藤部会長 おはようございます。第6回ということで、これまで5回、7月31日から審議してきました。

昨日時点での提示額は、使用者側が892円です。労働者側は公益との協議の中で943円が提示されましたので、現時点で51円の開きがあります。

昨日御説明させていただいたとおり、今日は、公益委員見解を示させていただきたいと思います。

昨日、公益委員5人で協議をしましたが、最終確認がもう少し必要ですので、10分ほどお時間をいただき公益委員協議を行いたいと思います。その後、公益委員見解を示させていただきます。

10分間休会としますので、会場の準備をお願いします。

#### 〔公益委員協議〕

佐藤部会長 大変お待たせしました。では、再開させていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、使用者側が892円、労働者側が943円ということで、51円の開きがありました。公益委員で協議を行い、かなり悩んだところです。どちらかに偏るというのもよくないので、中間を取るのはどうだろうかなどいろいろ考えてみました。中間を取ると51円差ということで、真ん中が26円で、使用者側の金額に26円を足すと918円になります。まず、ここから考えてみたところ、これだとあまりにも高額過ぎるし影響率も大きいというようなことなどにいろいろと考えを巡らせた結果、お示しする金額をこれから申し上げます。

公益委員の見解としましては、現行の最低賃金額854円に46円の引上げを行い、最低賃金額を900円とすることを提案したいと考えております。

では、配付した公益委員見解を読み上げさせていただきます。

一の、結論ですが、先ほど申し上げましたとおり、公益委員見解としては、現行最低賃金額から46円の引上げを行い、鳥取県最低賃金額900円とすることを提案いたします。

二の、審議状況です。まず、経過からお話をさせていただきます。令和5年度の鳥取県最低賃金額の金額審議は、中央最低賃金審議会から示された目安答申（7月28日）、最低賃金法第9条第2項に規定された賃金、労働者の生計費、通常の事業の賃金支払能力の三要素等を踏まえ、審議を行いました。

また、各種資料・数値、最低賃金に係る書面による意見聴取結果、参考人からの意見聴

取、事業場視察等を材料に、地域の実情を反映すべく、公労使三者構成の原則を踏まえ、十分に審議を尽くしたところです。

労働者側・使用者側の主張。今年度の鳥取県最低賃金専門部会において、労働者側・使用者側それぞれの代表委員から、最低賃金額改定について意見が呈されました。

まず、労働者側の主張から申し上げます。もし誤りがありましたら御指摘をお願いいたします。

、最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきである。

、中央最低賃金審議会における公労使三者の真摯な議論により示された目安を尊重した審議がなされるべきだが、地域間格差の是正については、地域別最低賃金額の最高額に対する最低額の「比率」ではなく、「金額の差」で考えるべきであり、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合、Aランクとは2円、Bランクとは1円の差が生じるため、金額の差で地域間格差の是正を議論すべきである。

、労働者の生計費については、鳥取市においても、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年の6月までの消費者物価指数が「総合」の対前年比で4.27%上昇しており、かつ、9月使用分までの時限的な「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により「総合」で1%程度押し下げられていることを踏まえ、5.27%を基準として議論すべきである。

、労働者の賃金については、現在の鳥取県最低賃金（854円）の水準では、月額換算14万3,814円（可処分所得の月額換算11万7,352円）であり、生活保護費（生活保護の自動計算サイトで試算、鳥取市10万3,460円、倉吉市10万2,430円、米子市10万2,430円、境港市10万1,768円）の水準に近い状況となっている。

また、連合リビングウエイジ2022の試算に基づくならば、鳥取県は時間単価1,020円（月額換算17万1,768円）を早く実現すべきである。

さらに、連合鳥取の集計による本年度の春闘賃金上率は3.23%と30年ぶりの高水準であり、特に有期・短時間契約等労働者の時給賃上げ率が5.01%であることを考慮すると、大幅な最低賃金の引上げが必要である。

、通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払能力であると認識している。

また、鳥取県の労働市場については、パートタイム労働者の1求人当たりの募集賃金は900円から1,009円の割合が49.9%のボリュームゾーンとなっていることから、人手不足が顕著な中小企業・小規模事業所においてこそ、人材確保・定着の観点から、最低賃金を含む賃上げが急務である。

以上の理由により、現行の最低賃金額から89円引上げの943円が提示されました。次に、使用者側の主張について申し上げます。

、中央最低賃金審議会の目安額は公労使による真摯な協議の結果であると認識している。また、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性及び公益委員が最低賃金法第9条第2項の三要素のうち、消費者物価の上昇を捉えて、特に労働者の生計費を重視した点については理解できる。

しかし、評価期間の設定や報道等を含めて一般にはなじみのない「持家の帰属家賃を除く総合」を基準とすることに違和感を覚える。

しかも、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差(1円)をつけたことについては、地域間の格差を広げることとなるほか、いまだ地方経済が活発でない地域にとっては近隣他県へ追随するための積み増しが必要となるため容認できない。

、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃上げを実施しているものの、県内の人手不足を背景として、人材確保・定着のために業績の改善が見られないうえに賃上げする「防衛的な賃上げ」を行った中小企業・小規模事業者が一定程度存在することを考慮すべきである。

、電気・ガス・ガソリンの補助金は9月末が期限だが、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。足元、原油価格が高騰しているが、ちゅうちょなく、切れ目なく、迅速に対応すべきである。

電気代の高騰で、賃上げしたくてもできない中小企業・小規模事業者が一定程度存在することも考慮すべきである。

、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁を実施し、中小企業が賃金引上げの原資を確保できるよう、各事業者によるサプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推

進しているところであるが、日本経団連会員企業約 1,500 社における宣言企業数はいまだに 4 割程度にとどまっている。

また、県下の中小企業・小規模事業者においては、「自社に価格決定権がない」「価格転嫁のルールがない」など、価格転嫁の意向はあるものの実施できず価格転嫁が進んでいない状況があり、賃上げの原資となる企業収益の確保が困難であることにも留意しなければならない。

特に、人件費がコスト構造に占める割合の高いサービス業などで価格転嫁が進まなければ、賃金と物価の好循環が生まれず、持続的な景気の回復の妨げになるおそれがあり、産労金官が一体となって粘り強く対応が必要である。

、最低賃金の大幅な引上げとなれば、県内の中小企業・小規模事業者が、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加する懸念がある。

、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備として、価格転嫁、生産性向上の支援拡充及び下請取引の適正化に係る取組強化を求めたい。賃上げを行う企業への税制優遇等、大局観に立った支援措置も求めたい。

、近年、政府目標の全国加重平均 1,000 円を目指して、最低賃金の大幅な引上げが続いているが、企業が事業計画を策定するに当たり、最低賃金の引上げに伴う人件費の増額幅の見通しが立たず、事業運営に支障を来す状況が続いている。

今後、最低賃金に関する政策目標については、企業が最低賃金の引上げを考慮した事業計画が策定できるようにするために、最低賃金額の計画的な引上げ額並びに引上げのための要件及び具体的な施策をセットで示すことを求めたい。

以上の理由により、現行の最低賃金から 38 円引上げの 892 円が提示されました。

ここまでが労使双方の見解です。後ほど、何か間違っているところがあったら御指摘をお願いします。

三、公益委員見解の根拠です。公益委員としましては、労使いずれかに偏ることなく、中立かつ公平・公正な立場から双方の考えに耳を傾けました。公労使三者による 5 回にわたる審議により金額の一致を目指しましたが、残念ながら、労使双方の求める金額の隔たりを解消するところには至りませんでした。このため、公益委員としては、熟慮の上、以下を根拠として見解を取りまとめ、本年度の鳥取県最低賃金額の改定金額を提示することとしました。

、賃金については、県下における春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は、連

合鳥取の集計によると3.23%と30年ぶりの高い水準となっています。また、今年度の賃金改定状況調査結果第4表、における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、Cランクにおいては2.1%となっているところであります。

、通常の事業の賃金支払能力については、「鳥取県内の経済情勢」においては、企業収益は「4年度は増益の見込み」となっています。また、「鳥取県企業経営者見通し調査」によると、「企業の景況感を示す景気判断BSIは、令和5年4月から6月は2期ぶりのプラス」となっており、「基調としては、なお厳しさは残るものの、緩やかな持ち直しの動きが見られる」とされています。

一方、「令和5年度鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果」においては、今年賃金改定を行わない使用者が賃金改定を行わない要因としては、「原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況」、「収益の減収」、「人件費・労務費の増加」が上げられており、価格転嫁が進まず、賃上げの原資を確保することが難しい企業も存在することがうかがわれました。

、労働者の生計費については、鳥取市の消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.2%と、鳥取県最低賃金の引上げ率4.0%を上回る水準となっています。消費者物価指数が経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により一定程度押し下げられているにもかかわらず高い水準であること、また、消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえると、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金については消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると思えます。

、その他の要因として、県内の雇用失業情勢については、鳥取県の有効求人倍率は1.44倍と、全国12位、Cランクの中では1位の水準となっており、幅広い産業において人手不足感が顕在化していますが、中国ブロックでは鳥取県以外の地域はBランクであるため、引上げ額の目安で「1円」の額差が生じており、県下の人手不足の状況や労働力の県外流出を考慮すると、地域間の額差の是正は必要と考えます。

上記 から を勘案し、現行の最低賃金から46円引上げの時間額900円が妥当と判断いたしました。

なお、引上げ額46円の影響率は15.03%で、昨年度の引上げ額33円の際の影響率は17.60%でしたので、これよりは下回っており、また、令和3年度の引上げ額

29円のときの影響率が14.65%でしたので、これと同水準であるということを申し添えておきます。

四の、その他になります。政府と中央最低賃金審議会への要望です。

専門部会報告をまとめるに当たり、政府、中央最低賃金審議会に対し、以下の点を強く要望したく、鳥取地方最低賃金審議会への報告を提案するという事で、こちらについては、さらに要望事項があるようでしたら、後で追加をお願いします。

まず、現在想定している政府への要望ですが、中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識であります。政府は需要喚起策や生産性向上の支援を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出など、中小企業・小規模事業者が申請を断念するケースが見られるので、申請手続等の簡略化に努めるようにしてほしいということを要望いたします。

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるように、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含め、賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減など、真に効果のある取組の実施を強く要望いたします。

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、セーフティネットとして機能し得る水準や政府として目指す水準を示した上で、インフレ率や各種施策との関係性を含めた中期的な工程表を明確にすること。また、その水準達成に向け、必要な施策を有効的かつ迅速に実施することを求めます。

続きまして、中央最低賃金審議会への要望となります。2点あります。

まず、1点目、最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めていただくこと。

2点目、地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがありません。また、他県公益委員との情報交換ルートも持ってありません。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会の設置を提案いたします。以上です。

では、ただ今お示しさせていただきました公益委員見解と、あと、文面に対して御意見等がありましたらお願いいたします。

河村委員 公益委員見解が示されましたので、一旦時間をいただいて、各側で協議をさ

せていただければと思います。

佐藤部会長 そうしましたら、何分必要ですか。

河村委員 10分ぐらいです。

佐藤部会長 では、10分間各側で協議をされたいということですので、会場の準備をお願いいたします。

10分間休会いたします。

〔各側協議〕

佐藤部会長 再開します。

では、労使双方から御意見、御質問等賜りたいと思います。

では、労働者側からお願いします。

河村委員 本日お示しいただきました公益委員見解ですが、1点だけ少し修正をいただきたいと思っております。それは、2ページの最終の最後のところですが、「以上の理由により現行の最低賃金から89円引き上げ943円の提示がされた」という記載がありますが、この前段に書かれているものはあくまでも146円引き上げの1,000円の根拠ですので、そこからいろいろ協議をした結果として89円の引き上げ、943円の提示ということに至ったという、その経過が分かるような記載にしていきたいと思いますので、その点、一部修正をいただければと思います。恐らく使用者側さんも一緒だと思います。

その上で、この公益委員見解を受けて労働者側の受け止めに発言させていただきたいと思っております。この間、本日を含め、6回の専門部会を重ねて、慎重な審議を行ってきたと思っております。審議を進めるに当たっては、我々の主張の根拠となる多くの資料を御準備いただきました事務局にまずはお礼申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

また、公益委員、使用者側委員の皆様におかれましても、立場は違いますが、建設的な議論を行っていただいたということに敬意を表したいと思っております。本来であれば、労使が共に歩み寄って全会一致で結審を迎えたかったというところではございますが、立場の違いもある中、金額的な合致点を見いだせず、公益委員にお力添えをいただく結果となってしまいました。しかしながら、物価上昇への対応や、地域間格差の是正、そういった多くの点で共通認識を図れたということは大きな成果であったと認識をしています。

この間、我々労働者側委員としては、マスコミでも報道をされていますように、2023年の最低賃金の改定額が全国加重平均で1,000円を超えたという報道がされる中に



あって、鳥取県においては最低賃金、絶対額の低さ、このことを中心に訴えさせていただきました。その根底にある思いとしては、当然労働者の生活の安定ということですが、そのためには、超少子高齢化、労働力不足が急速に進むこの鳥取県において、将来像をどのように描くのかということだと思っています。

今回提示されました公益委員見解については、我々が主張する絶対額の低さをクリアできる水準ではないものの、現下の様々な状況において出し得る最大限の判断であると受け止めています。したがって、公益委員見解を支持するという考えです。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側、お願いします。

西本委員 今回は春闘のときから労使共通のテーマなのですが、物価高に対していかに賃上げできるかということ、それと、要望事項にもありますが、物価高の中あるべき水準はどこでどうやってその水準に向かっていくのかといったことだと感じています。後者については政府も5年程度の工程表や実行計画を出すというところですので、そこへの期待感があります。

公益委員見解について2つほど要望があります。一つは毎年同じ要望を出しているにもかかわらず毎年要望に対する回答や報告をいただけていないので、今年はPDCAのチェック、アクションを行い結果がどうだったかということ報告していただきたいのが一つです。二つ目は最低賃金決定の三要素のうち、賃金、それから生計費についてはきっちりと数値化できているのですが、企業の賃金支払能力だけが数値化できていません。ですので、数値化できていないデータを用いて、最低賃金を審議する上でのパラメーターにしないというのは無理なので、中央最低賃金審議会でも企業の賃金支払能力を数値化して、可視化していただきたい。

以上の2点を入れてほしいということです。

佐藤部会長 それは、中央最低賃金審議会への要望ですか。

西本委員 はい、中央最低賃金審議会です。

花原委員 私からも中央最低賃金審議会に要望があります。中央最低賃金審議会では全会一致で地方に目安が示されていないという現状についてです。数年前は目安を出さないという見解が示されました。全会一致での目安が示されない状況がこれ以上続くと、地方最低賃金審議会は、例えば目安以下の最低賃金は絶対に決まらないということになると思いますので、時間も日にちもかかるかもしれませんが、全会一致での目安を決定し、その上で目安はあくまでも目安であることを明らかにして地方最低賃金審議会に審議を求める

というような姿勢を示してほしいと思います。以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。その他、双方、何か御意見等がありますか。

(なし)

佐藤部会長 それでは、今御指摘いただいた点の修正を施していきたいと思います。

引上げ額についてですが、こちらは採決をしなければいけないので、これから採決に移りたいと思います。

では、改めまして申し上げますが、公益委員の提案は現行の最低賃金額 8 5 4 円から 4 6 円引き上げての 9 0 0 円です。公益委員の提案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

佐藤部会長 ありがとうございます。

では、反対の方、お願いいたします。

〔反対者挙手〕

佐藤部会長 ありがとうございます。

採決の結果は、賛成が 5 票、反対が 3 票で、賛成が多いということですので、本年度の鳥取県最低賃金については、時間額 9 0 0 円、引上げ額が 4 6 円で、本日結審いたします。効力発生日は令和 5 年の 1 0 月 5 日ということで本審に報告したいと思います。生活保護との乖離の解消に関する文言については、例年に倣った形で行いたいと思います。

では、公益委員見解を、今、双方からいただきました要望事項、あと、金額の推移が分かるような表現に修正をさせていただきたいと思います。

高橋労働基準部長 河村委員からいただいた御意見は使用者の部分も共通ということで、「以上の理由により」の部分で、例えば「以上の主張の下、審議を重ね、最終的に現行の最低賃金から 8 9 円引上げの 9 4 3 円が提示された」というのはいかがでしょうか。

河村委員 結構です。

高橋労働基準部長 了解しました。

西本委員からいただいた、通常の事業の賃金の支払い能力については、中央最低賃金審議会は日銀短観、D I 等ですが、それらのデータか、都道府県別のデータについては中央最低賃金審議会に確認が必要だと考えております。中央最低賃金審議会において鳥取県の通常の事業の賃金支払能力がわかるデータを出してほしいということでしょうか。

西本委員 鳥取県のことではなくて、目安審議の資料の企業統計であったりとか、日銀の資料であったりとか、業況 D I だったりとか、いろいろ使っておられますが、数値化で

きているデータがないということです。

高橋労働基準部長 中央最低賃金審議会で使用するデータというのは、中央最低賃金審議会において必要なデータを、事務局が提出して、それを中央最低賃金審議会の三者で議論して、参考資料にするかどうか決めていますので、仮に鳥取地方最低賃金審議会が要望を出すのでしたら、要望内容を具体的に教えていただければ、それを専門部会報告に記載しますので、教えていただければと思います。

次に、花原委員からいただいた要望についてですが、中央最低賃金審議会の目安の出し方というのは採決するわけではなく労使の了承の上、目安が示されているものです。2年前の目安については労使が一致せず、採決となったものです。労使で必ず全会一致の目安を示してほしいというのは、困難ではないかと考えます。

また、要望については全国では複数の地方最低賃金審議会が提出しており、中央最低賃金審議会事務局が取りまとめて確認されています。例えば、本年の中央最低賃金審議会において

目安の根拠が分かりづらいとの意見に対して、今回、中央最低賃金審議会からメッセージを出したということです。全国の要望を一つ一つ確認されていると思います。全部の要望に対しP D C Aで示してほしいということは難しいと思います。

西本委員 分かりました。P D C Aに関しては、今まで意見や要望を出しても、その要望などに対して、どのようになったかという結果が示されていないので、そこを示してほしいということです。

高橋労働基準部長 了解しました。本日いただいた政府要望と中央最低賃金審議会の要望は、本省担当部署に報告しますので、そのときにその御意見もお伝えさせていただきます。

西本委員 それから、支払能力については数値化の考え方を示してほしいのですが、どのようにまとめればよいでしょうか。

石川委員 賃金の支払能力を可視化する根拠となり得るデータや分析手法を提示してくださいということでしょうか。

西本委員 根拠となり得るデータ及び分析手法を検討してください。それと、やはり数値化してほしいので、明確なとか、あるいは明示するとか、はっきりさせたいという言葉が欲しいです。

高橋労働基準部長 了解しました。要望事項につきましては、通常の事業の賃金支払能

力の明確な根拠となり得るデータ及び分析手法を検討することとし、これを2番のとして入れて、公益委員会議をにするという修正でよろしいでしょうか。

西本委員 その内容をお願いします。

高橋労働基準部長 要望事項については毎年度提出させていただいているので、検討結果等を示してほしいということを申し添えしておきます。

西本委員 ありがとうございます。

高橋労働基準部長 よろしいでしょうか。

佐藤部会長 では、その他、御意見はないですかね。

では、今双方が申し述べていただきました修正、追記内容を反映させたものを作成してください。

片山賃金室長 報告書と併せて、たたき台と併せてつくりますので、10分ほどお時間をいただけますでしょうか。

佐藤部会長 では、10分間休会いたします。

では、よろしくをお願いします。

〔休 会〕

佐藤部会長 では、再開します。

まず、報告書案について事務局で読み上げをしていただいて、確認をいただきたいと思っています。

では、事務局で報告書案を読み上げをお願いします。

市村賃金室長補佐 報告書案を読み上げます。

令和5年8月9日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月7日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額821円）は、令和3年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、政府、特に、中央最低賃金審議会に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、政府への要望。 中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充等）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出など、中小企業・小規模事業者が申請を断念するケースが見られるので、申請手続等の簡略化に努めること。

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減など、真に効果のある取組を強く要望する。

来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するため、セーフティーネットとして機能し得る水準や政府として目指す水準を示した上で、インフレ率や各種施策との関係性を含めた中期的な工程表を明確にすること。また、その水準達成に向け、必要な施策を有効的かつ迅速に実施すること。

2、中央最低審議会への要望。 最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

通常の事業の賃金支払能力の明確な根拠となり得るデータ及び分析手法を検討すること。

地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも持たない。中央最低賃金審議会の下に「全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）」を立ち上げ、目安に関する小委員会の金額審議経過の説明やランクごとの分科会（意見交換会等）を設置すること。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記に、委員の方を記しております。

続きまして、別紙 1、鳥取県最低賃金。

1、適用する地域、鳥取県の区域。 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間900円。 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。 6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、別紙2です。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。(1)件名、鳥取県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額821円。(3)発効日、令和3年10月6日。

2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和3年度。(3)生活保護水準(令和3年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万3,412円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

注釈は省略させていただきます。

それから、今までの鳥取県最低賃金審議の経過概要と経過を2枚付けております。以上です。

佐藤部会長 では、読み上げていただきました報告書案の内容を部会報告として本審議会に報告させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

佐藤部会長 ありがとうございます。それでは報告書は(案)を消したものを報告書として本審に報告させていただきます。

公益委員見解の修正をしていただきましたが、こちらは確認していただきましたでしょうか。この内容でよろしいですか。

(異議なし)

佐藤部会長 では、こちらもこれで完成ということで報告をさせていただきたいと思えます。

では、第6回ということで、これまで5回審議を重ねてきました。残念ながら、今年も全員一致とはなりませんでしたが、第6条の第5項を適用しての答申という形では出せなかったということで、この後、第540回鳥取地方最低賃金審議会を行いたいと思えます。

では、その他についてですが、事務局、何かありますか。

片山賃金室長 第540回鳥取地方最低賃金審議会を11時から開催ということで説明していましたが、時間が遅れてしまいましたので、11時40分から開催したいと思います。

佐藤部会長 ありがとうございます。

では、大変難しい状況の下でしたが、真摯に議論を重ねることができました。どうもありがとうございました。

これにて専門部会は閉させていただきます。引き続き本審でもよろしくお願いいたします。